

豊中市生産活動開拓モデル事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 生産活動開拓モデル事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、就労継続支援B型事業所等において活動の機会が制限される状況が続き、利用者の社会参加の機会や工賃の減少等が生じている中で、持続可能な生産活動を開拓していくことが求められていることから、新商品の開発や販路拡大等、生産活動の開拓に取り組む事業所を支援し、取り組みをモデル事業として共有することにより、障害のある人の生産活動等にかかる意欲を醸成し、社会参加を促進するとともに、市内事業所全体の生産活動を持続可能なものにしていくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「就労継続支援B型事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）に規定する就労継続支援B型を運営する事業所をいう。
- (2) 「生活介護事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を運営する事業所をいう。ただし、工賃等の支給実績がない事業所についてはこの限りでない。
- (3) 「就労継続支援B型事業所等」とは、就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所をいう。
- (4) 「社会福祉法人等」とは就労継続支援B型事業所等を運営する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体をいう。

(交付の対象)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、就労継続支援B型事業所等が生産活動に用いる経費のうち、次の各号に定める事業に要するものとする。

- (1) 新商品の開発及び既存商品の改良事業
- (2) 商品の生産方法の改善事業
- (3) 商品の販路拡大事業
- (4) その他生産活動の活性化のために市長が必要と認める事業

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、対象経費の実支出額と補助上限額20万円とを比較して低い方の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 対象経費について、購入する物品等が社会通念上の単価と比較して、著しく高額なものであってはならない。
- (2) 対象経費については、この補助金以外の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 補助金の交付により取得した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により国が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第 9 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(申込手続)

第 7 条 この補助金の交付の申込は、次により行うものとする。

- (1) 社会福祉法人等は、様式第 1 号による申込書に事業計画書及び関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。
- (2) 市長は、申込書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申込に対して審査の上補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申込手続)

第 9 条 この補助金の交付決定後の事情の変化により申込の内容を変更して追加交付申込等を行う場合には、第 7 条に定める申込手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

なお、第 7 条の (1) の「様式第 1 号」は「様式第 3 号」に読み替えるものとする。

(補助金の変更交付決定)

第 10 条 市長は、申込に対して審査の上、変更交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があ

ると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第 11 条 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 社会福祉法人等は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。
- (2) 市長は、事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、当該報告の内容が第 6 条に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の交付確定を受けた者は、請求書（様式第 7 号）により市長へ請求するものとし、市長は 30 日以内に補助金の交付を行うものとする。

(補助金の概算払い)

第 14 条 市長は、第 11 条から前条までの規定にかかわらず、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、当該補助事業の完了前においても、第 8 条の規定により決定した補助金交付額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする社会福祉法人等は、補助金概算払請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(概算払の決定)

第 15 条 市長は、社会福祉法人等から前条第 2 項の規定による概算払請求書の提出があったときは、これを審査し、前条第 1 項に適合すると認めるときは、30 日以内に補助金の交付を行うものとする。

(決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助金等の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 補助金等の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金等の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 社会福祉法人等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還

しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 補助金等の交付を受けた者は、第 16 条の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金等の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助金等の交付を受けた者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定める割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 第 1 項の加算金又は前項の延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(この要綱に定めのない事項)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。